

# 建築物不燃化推進事業補助金 補助対象判定フロー

それ以外の  
補助対象区域  
【新築】

新築する建築物の場所は、**重点対策地域(不燃化推進地域)**以外の補助対象区域内にありますか？(当区域は、i-マップ(※1)では確認できません。要綱別図をご覧ください。区域の詳細については、防災まちづくり推進課の窓口でご確認ください。)

はい

いいえ  
防火地域です

新築する建築物の位置は、**準防火地域内**ですか？(i-マップにて確認できます。(※1))

はい

防火地域は、  
除却のみ対象です

新築する建築物について、**どれか1つでも該当**しますか？

- ①地階を除く階数は3階以上
- ②延べ面積は 500 m<sup>2</sup>を超える
- ③自動車車庫、自動車修理工場部分が 150 m<sup>2</sup>以上
- ④接道等で許可が必要な建物(許可条件により準耐火建築物が求められる場合は補助の対象外です。建築局市街地建築課にご相談ください。)
- ⑤横浜市建築基準条例第 23 条の3により、準耐火建築物以上の性能が求められる長屋

はい

補助  
の  
対  
象  
外  
で  
す

いいえ

建築基準法に定める**準耐火建築物、耐火建築物、または延焼防止建築物や準延焼防止建築物**ですか？  
また、**感震ブレーカー**を設置しますか？(※適用除外あり。P12 参照)

いいえ

はい

新築する建築物の位置は、**都市計画道路の区域内**ですか？(※3)

はい

いいえ

**都市計画道路整備事業**の用地補償として建物移転補償(再建築費)を受けていますか？(※3)

はい

補償の対象となる部分は、**雨どい等軽微な部分**ですか？

いいえ

いいえ

はい

新築する建物の建築主(確認申請者)が申請者となります。(申請者は連名不可)(※2)  
申請者は、**個人、自治会・町内会、中小企業者**等ですか？  
(申請者以外に、建築主・土地所有者がいる場合は、「関係権利者承諾書」の提出が必要です。)

いいえ

はい

**建売住宅**ですか？(宅地建物取引業者が所有し売買・交換を目的として新築するものは、補助の対象外です。)

はい

いいえ

申請者が直接契約する新築工事業者は、**市内事業者**ですか？  
※市内事業者とは、本社本店が横浜市内にある事業者のこと

いいえ

はい

工事の契約前ですか？(横浜市の計画承認後に工事を契約してください。)

いいえ

はい

**補助対象です。(補助率 2/3)**

※準耐火建築物以上の新築の補助金額は、次により算出された額の**最も低い額**となります。

- ①工事する建築物の延べ面積×2万円/m<sup>2</sup>(横浜市単価)×補助率
- ②補助金額の上限 150 万円

※1、※2、※3については、P3 を参照してください。